

OMEP 日本委員会 会員および会費規程

(目的)

第1条 OMEP 日本委員会は本会の目的（会則2）に賛同する会員により構成される。その会員に関する規程を以下に定め、本会の目的を達成するため、会員の募集、会員の活動への参加支援、会員への情報提供、会員間の交流の促進などを行う。

(構成)

第2条 会則4における会員（個人会員、名誉会員、団体会員、学生会員、賛助会員、）により構成される。

- 2 個人会員は幼児教育・保育の分野において活動している者で、本会の目的に賛同し、国際交流に積極的に参加・協力する者とする。理事会において承認された者である。
- 3 名誉会員は OMEP の活動に対する貢献が特に顕著な個人会員に対して、理事会で審議・承認を経て、総会にて会長が推挙する。世界 OMEP の名誉会員になった日本委員会の個人会員は、同じく本会の名誉会員となる（名誉会員規程による）。
- 4 名誉会員は総会において議決権を持ち、大会、会合及び研究誌等においてその研究を発表することができる。
- 5 団体会員は本会の目的に賛同する団体で、理事会において承認された者である。
- 6 賛助会員は本会の目的に賛同し、本会に経済的その他特別な援助を与える者で、理事会にて承認された者である。
- 7 学生会員は、本会の目的に賛同し、国際交流に積極的に参加・協力する意思を持つ学生で、理事会において承認された者である。

(入会方法)

第3条 入会方法は以下のとおりである。

- 2 個人会員、学生会員は入会申込書(ホームページ上の入会申し込みフォームも可)に必要事項を記入し OMEP 日本員会事務局に送付する。会費納入が確認された時点で常任理事会において審査・承認されると暫定的に会員としての活動が可能となる。正会員としての最終決定は理事会における審査・承認による。
- 3 学生会員は入会申込時に併せて学生証の写しの提出が求められる。学生証の写しは本会の事務局宛に郵送する。なお、学生会員の継続を希望する者は会費納入時の年度当初に学生証の確認が行われる。必要に応じて提出を求める場合がある。
- 4 団体会員、賛助会員として入会を希望するものは、申請後、理事会にて審査を経て承認される。
- 5 再入会希望については、通常の入会と同様の手続きを行う。

(会費)

第4条 会費は以下のとおりである。

- 2 個人会員の会費は、1年間(1月から12月が会計年度)8,000円とする。
- 3 団体会員の会費は、1年間(1月から12月が会計年度)20,000円を基本とする。
- 4 賛助会員の会費は、1年間(1月から12月が会計年度)50,000円とする。
- 5 学生会員の会費は、1年間(1月から12月が会計年度)3,000円とする。
- 6 名誉会員は個人会員としての会費納入の義務はない。

(退会)

第5条 会員は OMEP 日本委員会のホームページのお問い合わせフォーム及び事務局への連絡などを通して、任意に退会することができる。

2 前項の場合のほか、会員は次にあげる事由により退会する。

(1) 総会の会員による同意

(2) 死亡または解散

(3) 会費の納入を3年間怠ったとき

(4) 除名

3 会員資格の喪失手順

(1) 退会する場合は退会する年度の会費を納める必要がある。退会希望者は、委員会に退会の申し出を行い、会計年度を超えて退会を申し出た場合は、申し出た年度の会費を含む未納年度の会費が請求される。当該年度までの会費納入が確認された後、退会が受理され会員資格の喪失となる。退会時期は当該年度内で会員の希望により決定される。

(2) 会費未納者については、当該年度分と未納過年度の会費を請求するものとし、併せて退会の意思が確認される。退会の意思並びに退会年度までの会費納入が確認された時点で退会が承認される。

(3) 会費を3年間未納の場合、自動的に会員資格を喪失する。再入会を希望する場合は、未納分の会費納入が確認された後、再入会が承認される。

(4) 学生会員は、卒業・退学など学生としての所属がなくなった時点で、学生会員としての資格も喪失する。また、学生会員を継続希望するにもかかわらず、学生証の写しの再提出が無い場合も同様である。

附則 本規程は、2022(令和4)年4月1日より施行する。